京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 64号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第23号を第25号とし、第2号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、 第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 区民のまちづくり活動の支援に関すること(北区役所小野郷出張所,同区役所中川 出張所,同区役所雲ケ畑出張所,左京区役所大原出張所,同区役所花脊出張所,同 区役所久多出張所及び右京区役所宕陰出張所に限る。)。
- (3) 地域振興に関すること(北区役所小野郷出張所,同区役所中川出張所,同区役所雲ケ畑出張所,左京区役所大原出張所,同区役所花脊出張所,同区役所久多出張所及び右京区役所宕陰出張所に限る。)。

第5条第2項第59号を同項第61号とし、同項第58号中「第26号」を「第28号」 に改め、同号を同項第60号とし、同項中第57号を第59号とし、第4号から第56号 までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 区民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (5) 地域振興に関すること。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)